(12)公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2009-261456

(P2009-261456A)

(43) 公開日 平成21年11月12日 (2009.11.12)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
A61B	6/03	(2006.01)	A 6 1 B	6/03	373	4CO93
			A 6 1 B	6/03	320S	

審査請求 未請求 請求項の数 5 OL (全 11 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2008-111383 (P2008-111383) 平成20年4月22日 (2008.4.22)	(71) 出願人	000003078 株式会社東芝
			東京都港区芝浦一丁目1番1号
		(71) 出願人	594164542
			東芝メディカルシステムズ株式会社
			栃木県大田原市下石上1385番地
		(74)代理人	100083806
			弁理士 三好 秀和
		(74)代理人	100095500
			弁理士 伊藤 正和
		(74)代理人	100101247
			弁理士 高橋 俊一
		(74)代理人	100098327
			弁理士 高松 俊雄
			最終良に続く

(54) 【発明の名称】 X線CT装置

(57)【要約】

【課題】低コスト化及びX線検出構造の簡略化を実現す ることができ、さらに、X線エネルギーが異なる二種類 以上の再構成画像を同じ断面位置で得ることができるX 線CT装置を提供する。

【解決手段】X線CT装置1において、被検体Mに対し てX線を照射するX線照射装置3cと、X線の入射によ り蛍光を発する複数のシンチレータが格子状に配列され 、X線エネルギー特性が異なる二種類のシンチレータ列 が交互に4列以上並んでいるシンチレータブロックを有 し、被検体Mを透過したX線を検出するX線検出装置3 eと、X線検出装置3eにより検出されたX線をX線透 過データとして収集するデータ収集部3fと、X線透過 データをX線エネルギーが異なる二種類以上のエネルギ ーデータに分別し、X線エネルギーが異なる二種類以上 の断面画像を被検体の体軸方向の位置を合わせて再構成 する画像再構成部とを備える。 【選択図】図1



(19) 日本国特許庁(JP)

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検体に対してX線を照射するX線照射装置と、

前記 X線の入射により蛍光を発する複数のシンチレータが格子状に配列され、 X線エネ ルギー特性が異なる二種類のシンチレータ列が交互に 4 列以上並んでいるシンチレータブ ロックを有し、前記被検体を透過した X線を検出する X線検出装置と、

前記 X 線検出装置により検出された前記 X 線を X 線透過データとして収集するデータ収 集部と、

前記 X 線透過データを X 線エネルギーが異なる二種類以上のエネルギーデータに分別し 、 X 線エネルギーが異なる二種類以上の断面画像を前記被検体の体軸方向の位置を合わせ ¹⁰ て再構成する画像再構成部と、

を備えることを特徴とするX線CT装置。

【請求項2】

前記被検体の体軸方向に前記被検体を移動させる寝台と、

前記X線照射装置及び前記X線検出装置を前記寝台上の前記被検体を間にして回転させる回転機構と、

前記シンチレータブロックの列毎の軌跡が重なるように前記被検体の移動ピッチを設定し、前記寝台及び前記回転機構を制御してヘリカルスキャンを行う制御部と、

を備えることを特徴とする請求項1記載のX線CT装置。

【請求項3】

前記二種類のシンチレータ列は前記体軸方向に交互に並んでいることを特徴とする請求 項1又は2記載のX線CT装置。

【請求項4】

前 記 二 種 類 の シン チ レ ー タ 列 は 前 記 体 軸 方 向 に 直 交 す る 方 向 に 交 互 に 並 ん で い る こ と を 特 徴 と す る 請 求 項 1 又 は 2 記 載 の X 線 C T 装 置 。

【請求項5】

前記二種類のシンチレータ列は前記体軸方向及び前記体軸方向に直交する方向の両方向 に交互に並んでいることを特徴とする請求項1又は2記載のX線CT装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、X線CT装置に関する。

【背景技術】

[0002]

X線CT装置(X線コンピュータ断層撮影装置)は、X線照射装置により患者等の被検体に対してX線を照射し、X線検出装置により被検体を透過したX線量を検出し、検出したX線量に基づくX線透過データを収集し、収集したX線透過データに対して再構成処理 を行って被検体の断面画像(スライス画像)を取得する装置である。このX線CT装置で は、例えば、被検体が寝る寝台を固定して撮像を行うコンベンショナルスキャンやその寝 台を移動させながら撮像を行うヘリカルスキャン等が行われている。

【0003】

このような X 線 C T 装置において、 X 線エネルギー分別を行うことにより密度分解能の 向上を実現するデュアルエナジー測定可能な X 線 C T 装置が開発されている。このデュア ルエナジー測定可能な X 線 C T 装置としては、二組の X 線照射装置及び X 線検出装置を備 える X 線 C T 装置、 X 線エネルギー特性が異なる 2 つのシンチレータを積層した二層シン チレータの X 線検出装置を備える X 線 C T 装置、 X 線エネルギー特性が異なる 2 つのシン チレータを被検体の体軸方向に並べた二列シンチレータの X 線検出装置を備える X 線 C T 装置 (例えば、特許文献 1 参照)が提案されている。 【特許文献 1 】特開平6 - 2 9 6 6 0 7 号公報 【発明の開示】 30

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

しかしながら、前述の二組のX線照射装置及びX線検出装置を備えるX線CT装置では、X線照射装置及びX線検出装置のユニットが二組必要となるため、コストが上昇してしまう。また、前述の二層シンチレータを用いるX線CT装置では、X線検出装置の構造が複雑となり、シンチレータを多列化した場合の量産等が困難になってしまう。加えて、前述の二列シンチレータを用いるX線CT装置においては、コンベンショナルスキャンを行ってX線エネルギーが異なる二種類の再構成画像を得る場合、その二種類の再構成画像の断面位置(スライス位置)が異なってしまうため、同じ断面位置の二種類の再構成画像を得ることができない。

[0005]

本発明は上記に鑑みてなされたものであり、その目的は、低コスト化及び X 線検出構造 の簡略化を実現することができ、さらに、 X 線エネルギーが異なる二種類以上の再構成画 像を同じ断面位置で得ることができる X 線 C T 装置を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 6 】

請求項1記載の発明の特徴は、X線CT装置において、被検体に対してX線を照射する X線照射装置と、X線の入射により蛍光を発する複数のシンチレータが格子状に配列され 、X線エネルギー特性が異なる二種類のシンチレータ列が交互に4列以上並んでいるシン チレータブロックを有し、被検体を透過したX線を検出するX線検出装置と、X線検出装 置により検出されたX線をX線透過データとして収集するデータ収集部と、X線透過デー タをX線エネルギーが異なる二種類以上のエネルギーデータに分別し、X線エネルギーが 異なる二種類以上の断面画像を被検体の体軸方向の位置を合わせて再構成する画像再構成 部とを備えることである。

【発明の効果】

[0007]

本発明によれば、低コスト化及びX線検出構造の簡略化を実現することができ、さらに、X線エネルギーが異なる二種類以上の再構成画像を同じ断面位置で得ることができるX線CT装置を提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 0 8 】

本発明の実施の一形態について図面を参照して説明する。

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 & 9 \end{bmatrix}$

図1 に示すように、本発明の実施の形態に係るX線CT装置(X線コンピュータ断層撮影装置)1は、患者等の被検体Mが載置される寝台2と、その寝台2上の被検体Mに対して医用画像を撮影する撮影動作を行う撮影部3と、その撮影部3の駆動を制御する制御装置4とを備えている。このX線CT装置1は、撮影部3により寝台2上の被検体Mを断層撮影する装置である。

[0010]

寝台2は、被検体Mが載置される天板2aと、その天板2aを支持して水平方向及び鉛 40 直方向に移動させる天板駆動部2bとを備えている。この寝台2は、天板駆動部2bにより天板2aを移動させ、天板2a上の被検体Mを所定の位置に位置付ける。

【 0 0 1 1 】

撮影部3は、筐体内に回転可能に設けられた回転枠3aと、その回転枠3aを回転させる回転駆動部3bと、回転枠3aに設けられX線を照射するX線照射装置3cと、そのX線照射装置3cに高電圧を供給する高電圧発生部3dと、X線照射装置3cにより照射されたX線を検出するX線検出装置3eと、そのX線検出装置3eにより検出されたX線を X線透過データとして収集するデータ収集部3fとを備えている。

回 転 枠 3 a は 、 例 え ば 円 環 状 に 形 成 さ れ て い る 。 こ の 回 転 枠 3 a に は 、 X 線 照 射 装 置 3 50

10

30

10

20

c や X 線検出装置 3 e 等が固定されている。これにより、 X 線照射装置 3 c 及び X 線検出 装置 3 e は、寝台 2 上の被検体 M を間にし、その寝台 2 上の被検体 M の体軸方向に直交す る面内で寝台 2 上の被検体 M の周囲(被検体 M の体軸周り)を回転する。なお、寝台 2 の 天板 2 a は回転枠 3 a の枠内に挿入される。

[0013]

回転駆動部3 b は筐体内に設けられている。この回転駆動部3 b は、制御装置4 による 制御に応じて、回転枠3 a の回転駆動を行う。例えば、回転駆動部3 b は、制御装置4 か ら送信された制御信号に基づいて、一方向に所定の回転スピードで回転枠3 a を回転させ る。なお、回転枠3 a 及び回転駆動部3 b が回転機構として機能する。 【0014】

X線照射装置3 c は、X線を出射するX線管11と、そのX線管11から出射されたX 線を絞る絞り部12とを備えている。このX線照射装置3 c は、X線管11によりX線を 出射し、そのX線を絞り部12により絞って、寝台2上の被検体Mに対し、コーン角を持 つファンビーム形状、例えば、円錐形状または角錐形状を有するX線を照射する。 【0015】

高電圧発生部3dは回転枠3a内に設けられている。この高電圧発生部3dは、X線照 射装置3cに供給する高電圧を発生させる装置であり、制御装置4から与えられた電圧を 昇圧及び整流し、その電圧をX線照射装置3cに供給する。なお、制御装置4は、X線照 射装置3cに所望のX線を発生させるため、高電圧発生部3dに与える電圧の波形、すな わち振幅やパルス幅等の各種条件を制御する。

[0016]

X線検出装置3 e は X線照射装置3 c に対向させて配置されている。この X線検出装置 3 e は、寝台 2 上の被検体 M を透過した X線を光学情報に変換し、その光学情報を電気信 号に変換してデータ収集部 3 f に送信する。

【 0 0 1 7 】

データ収集部3fはX線検出装置3e内に設けられている。このデータ収集部3fは、 X線検出装置3eから送信された電気信号をX線透過データとして収集し、そのX線透過 データを制御装置4に送信する。

【0018】

制御装置4は、各部の駆動を制御する制御部4a、X線透過データを投影データとする 30 前処理やその投影データに対して画像再構成を行う画像再構成処理等を含む画像処理を行 う画像処理部4b、医用画像等の各種データ及び各種プログラムを格納する記憶部4c、 操作者による入力操作を受け付ける操作部4d及び画像を表示する表示部4e等を備えて いる。これらの各部4a~4eは、バスライン4fにより電気的に接続されている。 【0019】

制御部4aは、天板駆動部2b、回転駆動部3b及び高電圧発生部3d等の各部の駆動 を制御する。加えて、制御部4aは、記憶部4cの医用画像を表示部4eに表示する表示 制御も行う。

[0020]

画像処理部4bは、データ収集部3fから送信されたX線透過データに対し、前処理や 40 画像再構成処理を含む画像処理を行い、加えて、医用画像を記憶部4cに保存する。この 画像処理部4bとしては、例えばアレイプロセッサ等を用いる。

【0021】

記憶部4 c は、各種プログラムや各種データ等を記憶する記憶装置であって、特に、各種データとして、撮影した医用画像を記憶する記憶装置である。この記憶部4 c としては、例えば、 R O M、 R A M、フラッシュメモリ及びハードディスク等を用いる。なお、 医用画像のデータは、制御装置4 にネットワークを介して接続された画像サーバ等に記憶されるようにしてもよい。

[0022]

操作部4dは、操作者により入力操作される入力部である。この操作部4dとしては、 50

例えば、キーボードやマウス等を用いる。操作者は、操作部4dを入力操作して、各種の 設定を行ったり、あるいは、撮影部3による撮影を行ったり、また、再構成後の複数の医 用画像から希望する医用画像を選択して表示させたりする。

【0023】

表示部4 e は、被検体の医用画像や操作画面等の各種の画像を表示する表示装置である。この表示部4 e としては、例えば、液晶ディスプレイやC R T (ブラウン管)ディスプレイ等を用いる。

【0024】

次いで、X線検出装置3eについて詳しく説明する。

【0025】

X線検出装置3 e は、図2 に示すように、 X線照射装置3 c の焦点スポット S から出射 された X 線を検出するためのシンチレータブロック2 1 と、そのシンチレータブロック2 1 に接合された複数の光電変換素子2 2 とを備えている。シンチレータブロック2 1 では 、 X 線の入射により蛍光を発する複数のシンチレータ2 1 a、 2 1 b が格子状に配列され ている。すなわち、この X 線検出装置 3 e は、 X 線検出素子であるシンチレータ2 1 a、 2 1 b をチャンネル方向 A 1 に沿って配置したシンチレータ列を列方向(スライス方向) A 2 に沿って複数列配置したマルチスライス用の X 線検出装置である。チャンネル方向 A 1 は被検体 M の体軸方向に直交する方向であり、列方向 A 2 は被検体 M の体軸方向である 。なお、各光電変換素子 2 2 としては、例えばフォトダイオード等を用いる。

【0026】

シンチレータブロック21は、図3に示すように、各シンチレータ21a、21bが格 子状にシンチレータセグメントとして配列されて構成されている。各シンチレータ21a 、21b間には、クロストークを防止するためのリフレクタが設けられている。このシン チレータブロック21では、X線エネルギー特性が異なる二種類のシンチレータ列が交互 に列方向A2に4列以上(例えば16列や64列)並んでいる。二種類のシンチレータ列 は、シンチレータ21aがチャンネル方向A1に例えば800~1300程度並んでいる 列と、シンチレータ21bがチャンネル方向A1にシンチレータ21aと同数並んでいる 列である。なお、シンチレータ21aは低エネルギー側に感度がある低エネルギー用のシ ンチレータであり、シンチレータ21bは高エネルギー側に感度がある高エネルギー用の シンチレータである。

【0027】

シンチレータ21a、21bのX線エネルギー感度特性差は、図4に示すように、シン チレータ21a、21bの素材の種類により生じている。低エネルギー用のシンチレータ 21aとしては、例えばNaI、CsIやCaF等のシンチレータ(密度約3~5g/c m³)等を用い、高エネルギー用のシンチレータ21bとしては、例えばGOS等のシン チレータ(密度約7g/cm³)を用いる。

【0028】

なお、本実施の形態では、シンチレータ21a、21bの素材の種類によりX線エネル ギー感度特性差を生じさせているが、これに限るものではなく、例えば、図5に示すよう に、シンチレータ21a、2bの表面(X線の入射面)に対するフィルタFの有無により X線エネルギー感度特性差を生じさせるようにしてもよく、また、図6に示すように、シ ンチレータ21a、21bの厚さ(X線の入射方向の厚さ)の差によりX線エネルギー感 度特性差を生じさせるようにしてもよい。

【 0 0 2 9 】

図 5 では、フィルタFが設けられていないシンチレータ 2 1 a が低エネルギー用のシン チレータであり、フィルタFが設けられたシンチレータ 2 1 b が高エネルギー用のシンチ レータである。フィルタFとしては、例えば、金属膜やセラミック等を用いる。図 6 では 、互いを比較して、厚さが薄いシンチレータ 2 1 a が低エネルギー用のシンチレータであ り、厚さが厚いシンチレータ 2 1 b が高エネルギー用のシンチレータである。 【 0 0 3 0 】 20

10

[0031]

画像処理部4 b は、図7 に示すように、 X 線透過データに対して画像再構成を行う画像 再構成部23を備えている。画像再構成部23は、低エネルギー処理部23a、高エネル ギー処理部23 b 及び全エネルギー処理部23 c を有している。この画像再構成部23は 、 X 線透過データを三種類(二種類以上)のエネルギーデータ、すなわち低エネルギーデ ータ、高エネルギーデータ及び全エネルギーデータに分別し、低エネルギー処理部23 a 、高エネルギー処理部23 b 及び全エネルギー処理部23 c により、 X 線エネルギーが異 なる三種類(二種類以上)の再構成画像を取得する。

【0032】

低エネルギー処理部23aは、低エネルギーデータを用いて低エネルギーの再構成画像 を生成する。高エネルギー処理部23bは、高エネルギーデータを用いて高エネルギーの 再構成画像を生成する。全エネルギーデータは、低エネルギーデータ及び高エネルギーデ ータを用いて全エネルギーの再構成画像を生成する。

【 0 0 3 3 】

ここで、寝台2の天板2aを固定して撮像を行うコンベンショナルスキャンや寝台2の 天板2aを移動させながら撮像を行うヘリカルスキャンが行われるが、コンベンショナル スキャンを行う場合には、画像再構成部23は、X線エネルギーが異なる三種類の再構成 画像を重心位置(被検体Mの体軸方向の位置)を合わせて取得する。

【0034】

例えば、図8に示すように、所望の断面位置(スライス位置)S1毎に、所望の断面位 置S1に対応する三種類の再構成画像、すなわち低エネルギーの再構成画像、高エネルギ ーの再構成画像及び全エネルギーの再構成画像が生成される。なお、この三種類の再構成 画像はシンチレータブロック21の二列毎に順次求められるので、各シンチレータ21a 、21bの体軸方向の幅が例えば0.5mmである場合、コンベンショナルスキャンによ るデュアルエナジー測定を行うと、列方向分解能は1.0mmとなる。

【0035】

低エネルギーの再構成画像では、所望の断面位置S1に最も近い低エネルギー用のシン チレータ21aによる低エネルギーデータが75%用いられ、その所望の断面位置S1に 次に近い低エネルギー用のシンチレータ21aによる低エネルギーデータが25%用いら れる。この比率は、所望の断面位置S1及び最も近い低エネルギー用のシンチレータ21 a中心の離間距離と、その所望の断面位置S1及び次に近い低エネルギー用のシンチレー タ21a中心の離間距離との比(図8中の1:3)の逆比に基づいて設定されている。 【0036】

同様に、高エネルギーの再構成画像では、所望の断面位置S1に最も近い高エネルギー 用のシンチレータ21 bによる高エネルギーデータが75%用いられ、その所望の断面位 置S1に次に近い高エネルギー用のシンチレータ21 aによる高エネルギーデータが25 %用いられる。この比率は、所望の断面位置S1及び最も近い高エネルギー用のシンチレ ータ21 b 中心の離間距離と、その所望の断面位置S1及び次に近い高エネルギー用のシ ンチレータ21 b 中心の離間距離との比の逆比に基づいて設定されている。 【0037】

また、全エネルギーの再構成画像では、所望の断面位置S1に最も近い低エネルギー用 のシンチレータ21aによる低エネルギーデータが50%用いられ、その所望の断面位置 S1に最も近い高エネルギー用のシンチレータ21bによる高エネルギーデータが50% 用いられる。この比率は、所望の断面位置S1及び最寄りの低エネルギー用のシンチレー タ21a中心の離間距離と、その所望の断面位置S1及び最も近い高エネルギー用のシン チレータ21b中心の離間距離との比の逆比に基づいて設定されている。このようにして 、同じ断面位置S1で三種類の再構成画像、すなわち低エネルギーの再構成画像、高エネ ルギーの再構成画像及び全エネルギーの再構成画像が得られる。 【0038】

(6)

10

ー方、ヘリカルスキャンを行う場合にも、画像再構成部23は、同じ断面位置S1でX 線エネルギーが異なる三種類の再構成画像、すなわち低エネルギーの再構成画像、高エネ ルギーの再構成画像及び全エネルギーの再構成画像を取得する。 【0039】

ここで、シンチレータブロック21の4列収集(シンチレータ列数が4である場合)を 例にして、ヘリカルスキャン時におけるX線照射装置3cの位置(管球位置)と体軸方向 との関係を説明する。なお、図9ないし図11において、四角枠で示す領域R1の任意断 面内のデータを用いて再構成画像を作成する。図9ないし図11では、実線が高エネルギ ー用のシンチレータ列(シンチレータ21bの列)の軌跡であり、点線が低エネルギー用

のシンチレータ列(シンチレータ21aの列)の軌跡である。

[0040]

再構成画像を作成する際にデータが抜けている個所には、データが補間される。例えば 、高エネルギーの再合成画像を作成する際には奇数列のみのデータを用いて、あるいは、 低エネルギーの再合成画像を作成する際には偶数列のみのデータを用いてヘリカルスキャ ン補間再構成を行うことによって、通常のヘリカルスキャン(デュアルエナジー測定を行 わないヘリカルスキャン)と同程度の列方向分解能を得ることができる。例えば、再構成 したい断面位置S1 での任意の角度のデータは、同じパスの異なる断面位置のデータを用 いた補間により求められる。

【0041】

図9に示すように、第1のヘリカルスキャンでは、奇数列(1列目と3列目)と偶数列 (2列目と4列目)のそれぞれのデータのみを用いて再構成を行う。この場合には、一枚 の再構成画像を作成するのに用いるデータ数は、通常のヘリカルスキャンの半分になって しまうため、画質低下が懸念される。なお、第1のヘリカルスキャンにおけるヘリカルピ ッチ(被検体Mの移動ピッチ)は5である。

【0042】

そこで、図10に示す第2のヘリカルスキャンや図11に示す第2のヘリカルスキャン が用いられる。これらのスキャンによれば、寝台2の天板2aの移動ピッチ、すなわちへ リカルピッチ(被検体Mの移動ピッチ)が小さくされ、任意断面内のデータ数を増やすこ とが可能になるので、画質を向上させることができる。

【0043】

図10に示すように、第2のヘリカルスキャンでは、ヘリカルピッチは5から2.5へ と1/2に変更されている。このように寝台2の天板2aの移動ピッチ(被検体Mの移動 ピッチ)が減少すると、任意断面内のデータ数が増加するので、画質を向上させることが 可能になる。ただし、この場合には、奇数列同士、又は、偶数列同士が比較的近い軌跡を 通ってしまう。これは、X線照射装置3cの位置(管球位置)ごとにデータの疎密が発生 することになる。

[0044]

図11に示すように、第3のヘリカルスキャンでは、ヘリカルピッチ(被検体Mの移動 ピッチ)は収集列数以下の奇数に、すなわち4列収集ではヘリカルピッチが3に設定され ている。これにより、画質の向上に加え、同じ位置に偶数列と奇数列の両方の軌跡がくる ことになるので、図10の場合に比べデータの疎密が小さくなり、画質低下をより防止す ることができる。

【 0 0 4 5 】

前述のヘリカルスキャンでは、4列収集を例としてヘリカルピッチを説明しているが、 16列や64列収集等でもそれぞれで最適となるヘリカルピッチが存在すると考えられる が、前述と同様の考え方により、列数以下の奇数を用いることが好ましい。その中で、ピ ッチの値を小さくするほど、一列おきで収集していることによる歯抜けのデータを補うこ とができ、加えて、総列数の1/2以下のヘリカルピッチを用いれば、全ての歯抜けのデ ータを補うことができる。

【0046】

20

10

したがって、総列数の1 / 2 以下の奇数(6 4 列収集であれば3 2 以下の奇数)を寝台 2 の天板 2 a の移動ピッチにすることにより、シンチレータブロック 2 1 の列毎の軌跡が 重なるので、通常のヘリカルスキャンと同等のデータを奇数列及び偶数列それぞれで得る ことが可能になる。このように設定された天板 2 a の移動ピッチに基づいて制御部 4 a は 寝台 2 及び回転駆動部 3 b 等を制御してヘリカルスキャンを行うことなる。例えば、前述 の 4 列収集において、ヘリカルピッチが 1 に設定されると、偶数列と奇数列の両方の軌跡 が撮像範囲の略全体にわたって重なり、図 1 1 の場合に比べさらにデータの疎密が減少す るので、画質低下をより防止することができる。

[0047]

以上説明したように、本発明の実施の形態によれば、 X 線エネルギー特性が異なる二種 類のシンチレータ列が交互に 4 列以上並ぶシンチレータブロック 2 1 を設け、 X 線透過デ ータを X 線エネルギーが異なる三種類のエネルギーデータに分別し、 X 線エネルギーが異 なる三種類の断面画像を被検体 M の体軸方向の位置を合わせて再構成することによって、 X 線照射装置 3 c 及び X 線検出装置 3 e の一組のユニットでデュアルエナジー測定を行う ことが可能になり、さらに、シンチレータブロック 2 1 の構造も簡略にすることが可能に なるので、低コスト化及び X 線検出構造の簡略化を実現することができる。加えて、三種 類の断面画像において被検体 M の体軸方向の位置が合わされるので、三種類の再構成画像 を同じ断面位置で得ることができる。特に、ハード的には従来の X 線検出装置に対しシン チレータブロック 2 1 のみの変更でデュアルエナジー測定を実現することができる。 【0048】

なお、本発明は、前述の実施の形態に限るものではなく、その要旨を逸脱しない範囲に おいて種々変更可能である。

【0049】

例えば、前述の実施の形態においては、二種類のシンチレータ列を列方向A2に交互に 配列しているが、これに限るものではなく、二種類のシンチレータ列をチャンネル方向A 1に交互に配列するようにしてもよく、また、二種類のシンチレータ列をチャンネル方向 A1及び列方向A2の両方向に交互に配列するようにしてもよい。これにより、多様なデ ュアルエナジー測定を行うことが可能になる。

[0050]

また、前述の実施の形態においては、 X 線透過データを三種類のエネルギーデータに分 ³⁰ 別し、 X 線エネルギーが異なる三種類の断面画像を再構成しているが、これに限るもので はなく、例えば、 X 線透過データを二種類のエネルギーデータに分別し、 X 線エネルギー が異なる二種類の断面画像を再構成するようにしてもよい。

[0051]

また、前述の実施の形態においては、各種の材料を挙げているが、それらの材料は例示 であり、限定されるものではない。加えて、各種の数値を挙げているが、これらの数値は 例示であり、限定されるものではない。

【図面の簡単な説明】

[0052]

【図1】本発明の実施の一形態に係るX線CT装置の概略構成を示す模式図である。

40

10

20

【図3】図2に示すX線検出装置のシンチレータブロックの一部を拡大して示す平面図で ある。

【図2】図1に示すX線CT装置が備えるX線検出装置の概略構成を示す斜視図である。

【 図 4 】低エネルギー用のシンチレータ及び高エネルギー用のシンチレータの第 1 構造を 説明するための説明図である。

【 図 5 】低エネルギー用のシンチレータ及び高エネルギー用のシンチレータの第 2 構造を 説明するための説明図である。

【 図 6 】低エネルギー用のシンチレータ及び高エネルギー用のシンチレータの第 3 構造を 説明するための説明図である。

【 図 7 】 図 1 に 示 す X 線 C T 装 置 が 備 え る 制 御 装 置 の 画 像 処 理 部 の 概 略 構 成 を 示 す ブ ロ ッ 50

(8)

ク図である。

【図8】コンベンショナルスキャンによる画像再構成を説明するための説明図である。 【図9】第1のヘリカルスキャンによる画像再構成を説明するための説明図である。 【図10】第2のヘリカルスキャンによる画像再構成を説明するための説明図である。 【図11】第3のヘリカルスキャンによる画像再構成を説明するための説明図である。 【符号の説明】

[0053] 1 X 線 C T 装置 寝台 2 3 c X 線 照 射 装 置 3 e X 線検出装置 3 f デ ー タ 収 集 部 4 a 制 御 部 21 シンチレータブロック 21a シンチレータ 21b シンチレータ 23 画像再構成部 Μ 被検体

10

【図1】



【図2】



【図3】



【図7】



【図5】









【図9】









【図11】



フロントページの続き

 (72)発明者 松田 圭史
栃木県大田原市下石上1385番地 東芝メディカルシステムズ株式会社内
Fターム(参考) 4C093 AA22 BA10 CA32 CA37 EB12 EB17 EB18 EB30 FA36 FD07 FE13 FG04